

## 介護保険事業者の行政処分について（報告）

### 1 令和7年10月8日付行政処分（シンシア船橋）

#### （1）処分の対象となる事業者

法人名 株式会社グローバル総合研究所  
代表者 代表取締役 鷲見 厚司  
法人所在地 愛知県名古屋市千種区内山3-10-17  
事業所名 シンシア船橋  
事業種類 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）  
事業所所在地 船橋市小室町3060-1  
事業所番号 1270907809  
指定年月日 平成28年4月1日

#### （2）処分の内容等

処分の内容 処分対象事業所の指定の一部効力停止  
新規利用者の受入停止（3か月間）及び報酬支払額の制限（減額）7割（3か月間）とする。  
※指定の一部の効力を停止する間は、これまでに利用の無い新たな利用者を受け入れることはできず、報酬支払額は7割（減算部分は3割）に制限される。

対象期間 令和7年11月1日から令和8年1月31日までの3か月間

#### （3）処分理由

人格尊重義務違反

短期入所生活介護では利用者を1週間に2回以上入浴させなければならないところ、令和5年12月、令和6年2月から5月まで及び令和6年7月から9月までの計8か月について、延べ152人（実人数47人）の入浴回数が不足し、不足回数は計568回と認められた。

入浴回数不足は高齢者虐待（介護・世話の放棄・放任）に該当し、事業所職員の退職や休職が相次いだことを要因とし入浴回数不足を解消できない一方で、利用者は満床まで受け入れを続けたことは、事業者に求められる人格尊重義務（※）に違反する。

また、当該事業所は、介護予防短期入所生活介護を一体的に運営する事業者として指定されており、一体的に改善を図る必要があるため、介護予防短期入所生活介護においても、同等の処分を行う。

※人格尊重義務：事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険の法令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。（根拠条文：介護保険法第77条第1項第5号、第115条の9第1項第10号）

#### (4) 処分による利用者への影響

利用者の受入停止は新規利用者のみが対象で、当該事業所の既存利用者は引き続きサービス利用ができます。新たに短期入所生活介護のサービス利用を希望する方は、他の事業所を利用することになります。

また、報酬支払額の制限は、事業者の負担となるものです。このため、処分による利用者への影響はないものと考えております。

#### (5) 処分の経緯等

令和6年12月	匿名の情報提供を契機とし、当該事業所の監査を実施
令和6年12月 ～令和7年6月	監査による聞き取り結果や関係書類の検討
令和7年7月9日	行政手続法に基づき弁明の機会付与通知書送付
令和7年8月8日	事業者から市へ弁明書の提出
令和7年10月8日	事業者へ処分通知 処分について公示
令和7年11月1日 ～令和8年1月31日	指定の一部効力停止

#### (6) 今後の市の対応

法令を遵守した事業運営をするように継続的に指導してまいります。

## 2 令和7年11月17日付行政処分(ご長寿くらぶ船橋・南三咲訪問介護事業所)

### (1) 処分の対象となる事業者

法 人 名 株式会社アーバンアーキテック  
代 表 者 代表取締役 伊東鐘贊  
法 人 所 在 地 茨城県ひたちなか市勝田中央12-15  
事 業 所 名 ご長寿くらぶ船橋・南三咲訪問介護事業所  
事 業 種 類 訪問介護  
事 業 所 所 在 地 船橋市南三咲2-12-5  
事 業 所 番 号 1270910340  
指 定 年 月 日 令和5年11月1日

### (2) 処分の内容等

処 分 の 内 容 事業所の指定の効力の全部停止  
※下記の対象期間中は介護保険報酬を得てサービスを提供することができ  
なくなる  
対 象 期 間 令和8年1月1日から令和8年3月31日までの3か月間

### (3) 処分理由

#### ① 運営基準違反

提供実績のないサービス提供記録を作成した。(同一職員の提供時間の重複、職員の勤務シフト時間外の提供時間の提供記録が多数見られた。)

同法人内の別施設で勤務する職員の名前で提供実績のないサービス提供記録を作成した。また、この辻褄を合わせるため、勤務の予定がない職員を勤務表に記載し勤務実績を記録した。

(根拠条文：介護保険法第77条第1項第4号)

#### ② 不正請求

前述のとおりサービス提供の記録を偽造し、サービスを提供していないにもかかわらず提供したかのように装い、介護給付費を不正に請求し受領した。

(根拠条文：介護保険法第77条第1項第6号)

### (4) 経済上の措置

令和5年11月から令和6年12月までの期間において、不正に請求し受領していた介護給付費を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定により当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を支払わせる。

不正請求額：7,295,649円(他自治体被保険者分含む。上記加算額を含まない。)

## (5) 処分による利用者への影響

今回の処分の内容は指定の効力の全部停止であり、現在利用している市民の方が一時的に当該事業所からサービスを受けることができなくなります。

しかしながら、当該事業所の利用者の全ては同法人が運営する有料老人ホームの入居者であり、また、処分の対象となるサービスは訪問介護のみであることから、引き続き有料老人ホームに入所したまま、他の訪問介護事業所を利用する方針である旨を法人から聞き取っております。

また、他の訪問介護事業所への引継等を考慮し、処分通知の発出の日から指定の効力の全部停止の開始日まで対応期間として猶予を設けていることから、影響は最小限に抑えられると考えております。

## (6) 処分の経緯等

令和6年12月	サービス提供記録の不適切な作成についての通報があり、監査方針を決定
令和7年1月9日 ～令和7年5月30日	監査（立入5回）を実施し、法令違反事実を確認
令和7年8月26日	行政手続法に基づき弁明の機会付与通知書送付
令和7年9月26日	事業者から市へ弁明書の提出
令和7年11月17日	事業者へ処分通知 処分について公示
令和8年1月1日 ～令和8年3月31日	指定の効力の全部停止

## (7) 今後の市の対応

処分の対象期間が終了する前に現地にて指導を実施し、法令を遵守した事業運営をするよう継続的に指導してまいります。